

総合型地域スポーツクラブ「クラブなごみ」 ニュースポーツ教室開設のお知らせ

平成31年4月から小学校の運動部活動が終了します。
総合型地域スポーツクラブ「クラブなごみ」では、小学生を対象にニュースポーツ教室を実施し、子どもたちのスポーツ環境を整備します。
運動嫌い克服やスポーツを通して集団行動・ルールなどを身につけさせたい親御さん必見の教室となっていますので、たくさんのご参加お待ちしております。

- 日 程** 毎週水曜日 午後6時30分～午後8時00分まで（平成30年5月9日から開始）
- と ころ** 和水町スカイドーム2000
- 春季種目** ドッチビー、ストラックアウト、フリスビー、輪投げなど
- 内 容** 小学生の時に身につけなければならない体の使い方などを楽しみながらできるように指導します。また、集団行動やルールの徹底を行い、次世代を担う子どもたちの育成を行います。
- 対 象** 小学生1年生から6年生まで
- 月 会 費** 1シーズン3,000円（春夏秋冬の4シーズン制）
- 参加方法** 三加和公民館及び中央公民館に設置してある申込み用紙に必要事項を記入し、受付窓口まで提出してください。
- 受付窓口** 三加和公民館または、中央公民館
- 備 考** ①春季は5、6月開催のため2,000円となります。
②シーズンごとに活動メニューが変更になります。
③1回のみ体験参加が可能です。
④祝日、5週目はお休みとなります。



生涯にわたり心身の健康を保持増進させるためには、幼い頃から継続的に運動を行う必要があります。少しでも興味のある方はクラブなごみ事務局までご連絡をお願いします。

総合型地域スポーツクラブ「クラブなごみ」の会員を募集します！

- 【入会方法】**
- STEP1 申込書へ必要事項の記入**
■申込用紙に会員区分、参加種目ほか必要事項を記入、押印してください。
- STEP2 受付窓口へお申込み**
■申込用紙に年会費（下表）を添えて三加和公民館又は中央公民館へお申込みください。
- STEP3 会員証を発行**
■処理が終わりしだい、その場で会員証を発行いたします。
※会員証の裏面はスタンプカードとなっています。
- STEP4 各種目に参加**
■入会日から各種目にご参加いただけます。
■別途、受講料が必要な教室があります。
■教室に参加した回数分かるよう、教室参加ごとに指導者がスタンプを押します。
※スタンプが30個貯まるごとに、緑彩館や菊水ロマン館で使える商品券を差し上げます。
- STEP5 受講料のお支払い**
■受講料のお支払いが必要な教室については、指導者へ受講料をお支払いください。



区 分	年会費	備 考
ジュニア会員	3,000円	会員として教室やイベント等に参加することができます。
一般会員	5,000円	クラブ総会で議決権を持つことができます。 クラブ運営など、より深いクラブに関わることができます。

※年度の途中で退会されても返金しませんので、ご了承ください。

クラブなごみ5月スケジュール

種目	健康教室		ヨガ		ベタンク		手話	ソフトテニス	剣道		ジュニアサッカー	ジュニアソフト	ミニバスケット	
	水曜	火曜	金曜	木曜	土曜	火曜			木曜	金曜			日曜日	水曜
曜日	水曜	火曜	金曜	木曜	土曜	第2・4火曜	金曜	火曜	木曜	金曜	日曜日	水曜	木曜	
時間	10:00	20:00	10:00	19:00	19:00	20:00	20:00	19:00	19:00	19:00	9:00	19:00	19:00	
場所	スカイドーム	中央公民館	スカイドーム	三加和G	三加和G	スカイドーム談話室	テニスコート	ふれあい会館	ふれあい会館	三加和G	春富G	和水町体育館	和水町体育館	

※天候や指導者の都合等によりスケジュールが変更になる場合があります。変更が生じた場合は、各種目の指導者から連絡があります。

問い合わせ先 三加和公民館内 クラブなごみ事務局 ☎0968・34・3047

軽自動車税が減免されます

和水町では、身体等に障がいがある方が積極的に社会活動に参加できるよう、軽自動車税について税制面での配慮をしています。下記の要件に該当し、期限までに軽自動車の減免申請をされた方の軽自動車税を全額免除します。（原付バイクも対象となります）
※減免可能な台数は、普通車も含め障がいがある方一人につき1台です。



減免が受けられる軽自動車の範囲

- 次のいずれかに該当する軽自動車
- (1) 障がい者が所有（登録）し、本人が運転する軽自動車
 - (2) 障がい者が所有（登録）し、障がい者等と生計を一にする者（家族運転）がする軽自動車
※ただし、障がい者等の通学・通院・通所・生業の用に供される軽自動車に限る。
 - (3) 障がい者が所有（登録）し、障がい者のみで構成される世帯の障がい者のために、通学・通院・通所・生業の用に常時介護する軽自動車
 - (4) 身体障がい者が18歳未満の場合、知的障がい者又は精神障がい者の場合、生計を一にする者が所有（登録）する軽自動車
 - (5) 障がい者のために特別の仕様がされた軽自動車

対象となる障がいの程度

※障がい名が2つ以上の場合は、各々の障がいの程度について等級（程度）が認定されますので、あてはまらない場合もあります。

障がいの区分	本人が運転する場合	家族運転の場合
視覚障がい	1級から3級及び4級の1	1級から3級及び4級の1
聴覚障がい	2級及び3級	2級及び3級
平衡機能・音声機能障がい	3級	3級（音声機能障害は非該当）
上肢不自由	1級、2級の1及び2級の2	1級、2級の1及び2級の2
下肢不自由	1級から6級	1級から3級
体幹不自由	1級から3級及び5級	1級から3級
心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸機能障がい	1級及び3級	1級及び3級
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障がい	1級及び2級	1級及び2級
移動機能	1級から6級	1級から3級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい・肝臓機能障がい	1級から3級	1級から3級
療育手帳	障害の程度が「A」と記載された者	
精神障害者保健福祉手帳	「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項」に規定する障害等級が1級である者	

手続きの際に必要なもの

- 車検証（有効期限が切れていないものに限る）
- 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、戦傷病者手帳（平成30年4月1日以前に交付されたものに限る）
- 運転される方の免許証
- 印鑑
- 納税通知書
※軽自動車の範囲（2）（3）の場合、上記以外に使用目的の証明書



減免申請の受付期間

平成30年度の軽自動車税納付書を5月上旬に発送いたします。送付書がお手元に届いてから、**平成30年5月24日（木）まで**の土日を除く期間において、和水町税務住民課または三加和総合支所住民課にて受付いたします。

問い合わせ先 税務住民課 町民税係 ☎0968・86・5723（内線514）
三加和総合支所 住民課 ☎0968・34・3111（内線754）